

ドイツの私的年金に関する一考察：
住宅取得型リースターを中心に

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2023-03-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高倉, 博樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029582

研究ノート

ドイツの私的年金に関する一考察： 住宅取得型リースターを中心に

高倉博樹

はじめに

老後の所得保障のために、多くの先進諸国では公的年金制度が整備されている。しかし、少子高齢化の進展により、公的年金制度は持続可能性の危機に直面している。OECDの報告書は、「給付額の充分性と制度の持続可能性のあいだのジレンマ（年金パラドックス）」の解決策として、次の3点を挙げた¹⁾。(i)就労期間の長期化、(ii)公的年金の支給努力の対象の中心を最も脆弱な人々とすること、(iii)進行中または今後必要となる公的給付の削減を補完するために退職後のための貯蓄を奨励すること、である。

本稿では、上記(iii)に関連するものとして、ドイツのリースター年金(Riester-Rente)を取り上げる。これは、公的年金の給付水準低下の補完を進めるために、政府の助成によって私的年金の普及を促そうとする制度である²⁾。リースター年金には4つのタイプがあるが、本稿ではとりわけ、住宅取得型リースター(Wohn-Riester)に着目する。家賃支払いの不要な持ち家居住を実現することで高齢期の生活を保障しようとする考えから、2008年に導入された仕組みである。そのため、住宅取得型リースターはマイホーム年金(Eigenheimrente)とも言われる。老齢保障としては独特の性格を持つ住宅取得型リースターについて、その特徴と政策上の論点を提示することが、本稿の狙いである。

以下、第1節では、公的年金制度改革とリースター年金導入の経緯を振り返り、リースター年金の位置づけを確認する。続く第2節において、リースター年金の概要と近年に至る動向を解説する。第3節では、住宅取得型リースターの仕組みと特徴について事例を用いつつ説明する。最後に、第4節において、住宅取得型リースターをめぐる論点を提示する。

¹⁾OECD (2011), pp. 9-11, 厚生労働省 (2013a), p. 1。

²⁾当時の連邦労働社会大臣ワルター・リースター(Walter Riester)に因んでリースター年金と名付けられた。

1. ドイツにおけるリースター年金の位置づけ

1.1. 1990年以降の公的年金制度改革の沿革

ドイツの公的年金は「法定年金保険（Gesetzliche Rentenversicherung）」と称される。完全賦課方式をとる法定年金³⁾は、少子高齢化によって「給付額の十分性と制度の持続可能性のあいだのジレンマ」に陥り、1990年代以降、いくつかの重要な改革がなされた⁴⁾。

1992年には年金給付水準の引き下げ、老齢年金の「減額なし早期支給年齢（繰り上げ）」の段階的引き上げ、部分年金の導入（満額年金と部分年金を選択可能とするもの）、育児期間を年金加入期間に算入する年数の拡大（1992年1月以降に生まれた子は当初の1年間から3年間へ拡大）が行われた。

1996年に可決された成長・雇用促進法（WFG：Wachstums-und Beschäftigungsförderungsgesetz）では、保険料収入減少に対応するための年金給付の大幅な削減のための措置が盛り込まれた。

さらに、1999年の年金改革法では、給付水準の引き下げのほか、育児期間の年金額への反映強化、連邦補助金（国庫負担）の追加負担等が盛り込まれた⁵⁾。しかし、翌年の選挙において同法による改革の是非が問われ、改めて2001年の年金改革が行われることとなった⁶⁾。

この改革は、ドイツ老齢年金制度のパラダイム転換という性格を持つ。改革の目的は、長期的に現役世代の保険料負担を抑制し、老後の適正生活水準を確保することであり、これまでの「給付水準維持」から「保険料水準維持」へと方針の転換がなされたのである⁷⁾。

2001年の年金改革によって、ドイツの老齢年金は三本柱体制となった。すなわち、賦課方式の法定年金に専ら依存する体制から、老後の生活水準を法定年金、企業年金（betriebliche Altersvorsorge）、個人年金（private Altersvorsorge）の三本柱で保障する体制への転換である。法定年金は依然として老齢保障として重要な柱ではあるが、各種の政府助成と税制優遇によって積立方式の企業年金および個人年金を政府が積極的に支援し、法定年金給付の減少をこれらで補完することが企図されたのである。この補完の仕組みの一つがリースター年金である。

³⁾ 連邦政府による国庫負担が一部投入されているが（年金支出の約4分の1）、現役世代が支払う保険料で年金受給者の給付を賄っており、日本のように巨額の年金積立金は用意されていない。被用者全般を対象とする一般年金保険では1.62カ月分の持続可能性積立金を保有しており、それが月額年金給付額の1.5倍超になると保険料率の引き下げが行われ、逆に0.2倍未満となると保険料率の引き上げが行われる。

⁴⁾ この間の経緯については、妻（2022）、渡邊（2020）、大谷津（2017）および田中（2014）に詳しい。

⁵⁾ 渡邊（2020）、p. 134。

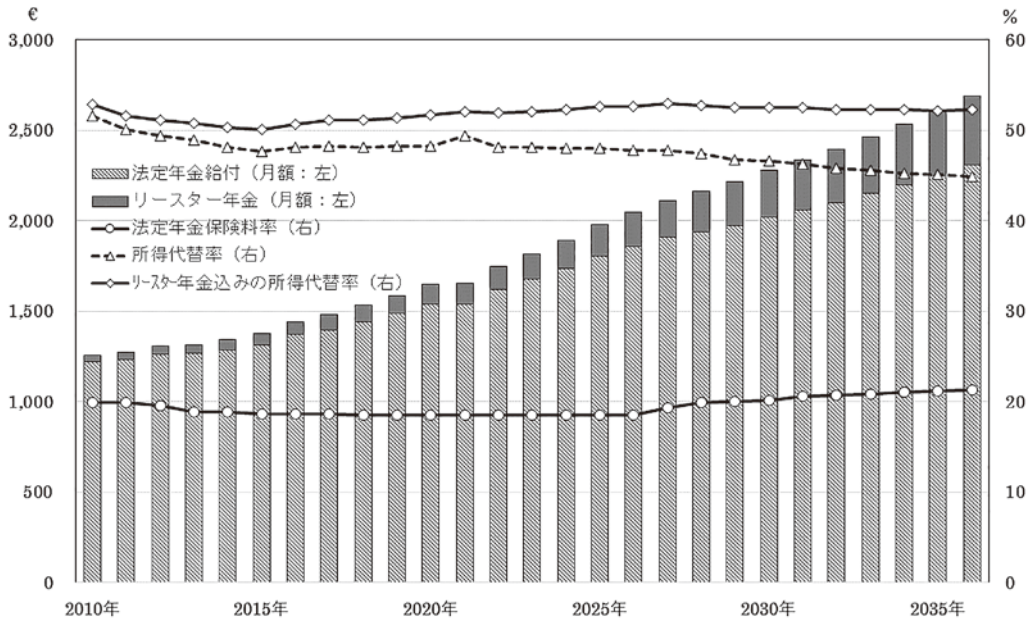
⁶⁾ 2001年の老齢資産法（Altersvermögensgesetz）と老齢資産補完法（Altersvermögenergänzungsgesetz）の制定による。

⁷⁾ 実際には、それ以前も給付水準の削減は行われてきたのであり、実質的には保険料水準の維持を明確化した点が重要である。

1.2. 年金給付水準の動向

「保険料水準維持」という方針の下では、少子高齢化によって年金給付水準は低下することが見込まれる。リースター年金によって年金給付水準はどの程度維持される見込みだろうか。それを示したのが図1である。

図1 年金給付水準の動向



(典拠) Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2022a), S. 41.

(注1) 標準的な年金受給者（平均的報酬から45年間保険料を支払っているケース）に関する推計値。

(注2) 法定年金およびリースター年金はともに課税前の給付水準。

(注3) リースター年金の利回りは2014年までは4%，2015年3.5%，2016年3.0%，2017年から2024年まで2.5%，その後段階的に上昇して2030年に4%，それ以降は一定と仮定。管理費用は10%と仮定。

法定年金の保険料率は、2004年に成立した法定年金保険持続法（RV-Nachhaltigkeitsgesetz）によって、2020年までは20%を、2030年までは22%を上回らないようにするとされていた。さらに、2018年11月に可決された法定年金保険給付改善及び安定化法（RV-Leistungsverbesserungs- und Stabilisierungsgesetz）において、保険料率は2025年まで25%を超えないことが規定された。実際の動向としては、2020年まで保険料率は20%を超えることはなく、2018年から2022年まで保険料率は18.6%で安定していた。予測では、その水準が2026年まで続いたのちに上昇に転じるが、それでも2030年の保険料率は20.2%と上限値（22%）を超えることはなく、予測最終年の2036年も21.3%と、上限値を下回る見込みである。

一方、法定年金の給付水準を、社会保険料納付後かつ課税前の従前所得に対する年金支給額の

割合、すなわち所得代替率でみた場合、それは2012年に初めて50%を割り込み、2014年から2022年までは概ね48%で推移した⁸⁾。予測では、その後もおよそ48%で推移するが、2026年に48%を割り込んでからは着実に低下してゆき、2036年には44.9%になると見込まれている。

しかし、リースター年金の給付も加えた所得代替率を見ると、それは一貫して50%を超えており、2022年以降も約52%で推移すると予測されている。この推計が正しければ、リースター年金は法定年金の給付水準低下を目論見どおり補完する機能を果たすということになる⁹⁾。

2. リースター年金の概要

上述のとおり、リースター年金は、2001年の改革により任意加入の政府助成付き企業年金・個人年金として導入された。企業年金においてリースター年金を活用するかどうかは、個別企業の労使の判断による¹⁰⁾。リースター年金における政府助成は主に個人年金型で活用されているため、本稿では個人年金型のみを扱う。

2.1. 加入対象者

リースター年金の主たる対象は、公的年金への加入義務がある被保険者とその配偶者¹¹⁾である。ドイツの公的年金は、日本のような皆年金制度ではなく、一部の自営業者には加入義務がない¹²⁾。それゆえ、当該自営業者は公的年金に任意加入することはできるが、リースター年金の対象ではない¹³⁾。また、学生、社会扶助受給者および満額の老齢年金受給者も対象から外れる。

2.2. リースター年金の認定基準と契約プラン

民間事業者が販売する個人年金商品が、連邦金融監督庁によって所与の基準を満たしていると判断された場合、当該商品はリースター年金契約として認定される。リースター年金の契約者は、

⁸⁾ 2021年だけ高いが(49.4%)、これは保険料負担対象所得の統計改定の影響である。翌年以降、この影響は解消された。Vgl. Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2022a), S. 41 und S. 48.

⁹⁾ もっとも、この見通しは甘いと批判がある。例えば大谷津(2017)は、リースター年金の運用利回りが楽観的な仮定であるため、リースター年金による補完は十分に機能しないと指摘している。

¹⁰⁾ 企業年金型については、当初は強制加入の制度として検討されたが、企業からの反発のために任意加入の制度とされた。なお、企業年金型では、年金金庫、年金ファンド、直接保険においてリースター契約を結び、政府助成を受けることが可能である。

¹¹⁾ 夫婦のどちらかが直接の対象であれば配偶者名義の年金積立口座開設が可能である。直接の対象でない者は、間接的な資格者(mittelbare Berechtigte)という。専業主婦がその典型例である。

¹²⁾ 厚生労働省(2021), p. 25。なお、公務員、裁判官、兵士もリースター年金の対象である。

¹³⁾ リースター年金の対象とはならない者(一部の自営業者等)に対しては、税制優遇のあるリユールupp年金(Rüruprente)が2004年に導入された。ただし、リユールupp年金にはリースター年金に認められている助成金や元本保証の仕組みはない。

国からの助成金や税制上の特別支出控除（Sonderausgabenabzug）を受けることができる¹⁴⁾。リースター年金の認定基準は表1のとおりである。

表1 リースター年金の認定基準

給付の種類	<ul style="list-style-type: none"> 終身年金を保証すること 障害年金・遺族年金を付加可能であること
支給開始時期	<ul style="list-style-type: none"> 最初の公的年金支給開始日または62歳より前には支給されないこと（公的年金支給開始年齢に連動）
元本保証	<ul style="list-style-type: none"> 支給開始時点において全支給金額が少なくとも拠出総額（政府助成を含む）以上となること
その他	<ul style="list-style-type: none"> 新規契約費用は5年以上の期間に分割された支払いとすること 拠出中断（休眠期間）、中途解約および乗り換えが可能であること 積立金は差押え等から保護されること 投資リスク等の適切な開示がなされること など

（典拠）日下部（2020），ドイツ連邦労働社会省HPに基づき作成。

表1に記されているとおり、リースター年金は中途解約が可能である。しかし、中途解約は、追加的な私的年金を長期的かつ安定的に構築するというリースター年金の目的に沿わない。それゆえ、中途解約をした場合には、それまでに得た助成金や租税優遇による利益をすべて国に返還しなければならない¹⁵⁾。

リースター年金には4種類の契約プランがある。

表2 リースター年金の契約プラン

年金保険型：2001年導入（Versicherungsverträge）	利回りが保証され、利益配当の可能性のある商品。若年層に適しているとされ、最も契約件数が多い。
銀行貯蓄型：2002年導入（Banksparverträge）	投資リスクが極めて低いため、期待収益も小さい。高齢層に適しているとされる。導入当初から契約件数は少ない。
投資信託型：2002年導入（Investmentfondsverträge）	投資ファンドによってリスクが異なる商品。比較的ハイリスクと言われるが、支払い開始時点で元本を保証しなければならないため、通常の投資信託のような収益は期待できない。
住宅取得型：2008年導入（Wohn-Riester）	持ち家取得のローン返済等に充てることのできる商品。対象となる住宅には一定の規制がある。

（典拠）日下部（2020），FinanztipのHPに基づき作成。

住宅取得型以外は年金生活に入ってから金銭給付があるため、「マネーリースター（Geld-Riester）」とも称される。

¹⁴⁾ ただし、個人年金であることから、法定年金のように雇用主の拠出負担はない。

¹⁵⁾ Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 35.

2.3. 政府助成の仕組み

リースター年金には助成金の支給と税制上の特別支出控除（所得控除）があり、いずれか有利な方が適用される。助成金には基本補助（Grundzulage）と子ども補助（Kinderzulage）がある¹⁶⁾。それぞれの年間給付額は表3のとおりである。

表3 リースター年金の助成金（年額）

	基本補助	子ども補助
2002-2003年	38€	46€
2004-2005年	76€	92€
2006-2007年	114€	138€
2008-2017年	154€	2007年以前の生まれ：185€
2018年以降	175€	2008年以降の生まれ：300€

（典拠） Börsch-Supan, Bucher-Koenen, Goll und Maier (2016), S. 19およびBundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 22に基づき作成。

基本補助と子ども補助は、時とともに増額されてきたことが分かる。基本補助は個人単位で支給できるが、子ども補助はパートナーのどちらか一方のみが支給対象となる。例えば、夫婦（被用者の夫、専業主婦の妻）に2008年以降に生まれた子どもが2人いる場合、夫の基本補助175ユーロ、妻の基本補助175ユーロ、子2人分の子ども補助600ユーロとなり、夫婦合計で年間950ユーロが支給される。

また、これら以外に、25歳未満の新規契約者には、新規入職者ボーナス（Berufseinsteiger-Bonus）として200ユーロが1回限り支給される。

助成金を満額受け取るためには、前年の税引き前収入の4%をリースター年金に拠出しなければならない。拠出が4%よりも低い場合には、助成金は減額される仕組みである。ただし、この拠出には助成金も含められるため、必要とされる自己拠出額は「前年の税引き前収入×4%－助成金」である。それゆえ、低収入の場合や多子等によって助成金が多い場合、助成金が税引き前収入の4%を超えることもある。ただし、最低60ユーロを拠出しなければならないと定められているため、自己拠出がゼロになることはない。以下、2つの例を挙げよう。

¹⁶⁾ 子ども補助は、子が25歳になるまで支給される。

例1：4人家族（夫，妻，2008年以降に生まれた子2人）のケース¹⁷⁾

夫の年収は30,000ユーロ，妻はパートタイムで年収は12,000ユーロであり，夫と妻がそれぞれ子ども補助を受給するものとする。

妻の前年の収入の4％は480ユーロ（12,000×4％）である。ここから基本補助（175ユーロ）と子ども補助（300ユーロ）を差し引くと5ユーロとなるため，少なくとも60ユーロは必ず積み立てねばならないというルールが適用される。それゆえ，妻の貯蓄額は自己拠出60ユーロと政府助成475ユーロの合計535ユーロとなる。

夫の前年の収入の4％は1,200ユーロ（30,000×4％）である。ここから基本補助と子ども補助を差し引いた725ユーロ（=1,200-175-300）が自己拠出となり，これに政府助成（=175+300）を足した1,200ユーロが夫の貯蓄額となる。

家族全体では，785ユーロ（=60+725）の自己拠出に対して950ユーロの政府助成が加算され，リースター契約の夫婦合計貯蓄額は1,735ユーロとなる。政府助成割合（政府助成÷合計貯蓄額）は約54.8％である。

表4 4人家族（夫婦，子2人）のケース（助成金）

	年入	基本補助	子ども補助	自己拠出	①合計貯蓄	②政府助成	②÷①
夫	30,000€	175€	300€	725€	1,200€	475€	54.8%
妻	12,000€	175€	300€	60€	535€	475€	

（典拠）Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 24に基づき作成。

例2：3人の子（いずれも2008年以降生まれ）を持つシングルケース¹⁸⁾

親の前年の年収は15,000ユーロであり，助成金を満額受け取るためには年収の4％である600ユーロをリースター年金に拠出しなければならない。ところが，基本補助175ユーロと子ども補助の3人分900ユーロを合わせると1,075ユーロとなり，これは年収の4％を超えている。この場合，自己拠出はゼロではなく，最低拠出60ユーロのルールが適用される。政府助成1,075ユーロは，そのままリースター契約に振り込まれる。その結果，合計貯蓄額は1,135ユーロとなる。このケースの政府助成割合は約95％である。

¹⁷⁾ Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 24.

¹⁸⁾ Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 25.

表5 3人の子を持つシングルのケース（助成金）

	年入	基本補助	子ども補助	自己拠出	①合計貯蓄	②政府助成	②÷①
親	15,000€	175€	900€	60€	1,135€	1,075€	94.7%

（典拠）Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 25に基づき作成。

税制上の特別支出控除（所得控除）は現在、年間2,100ユーロまで認められている¹⁹⁾。これは、社会保険料控除とは別枠である。所得控除を利用するには、毎年の確定申告で申請しなければならない。リースター有資格者である配偶者がいる場合、合計4,200ユーロまで特別支出として所得控除される。一方の配偶者のみが直接の有資格者であり、もう一方の配偶者が間接的な有資格者である場合は、最大2,160ユーロまでが控除対象となる。なお、表6に見るように、所得控除の上限金額も増額されてきた経緯がある。

表6 所得控除限度額の推移

年	所得控除限度額
2002－2003年	525€
2004－2005年	1,050€
2006－2007年	1,575€
2008年以降	2,100€

（典拠）Börsch-Supan, Bucher-Koenen, Goll und Maier (2016), S. 19に基づき作成。

先述のとおり、基本補助などの政府助成と所得控除の恩恵を両方とも得られるわけではない。利益の大きい方のみ適用され、その判断は税務署が行う。具体例を挙げよう。

例3：単身者のケース²⁰⁾

単身者の前年の収入が30,000ユーロであるとする。税制優遇を最大限得るためには、収入の4%である1,200ユーロを拠出せねばならない。175ユーロの基本補助を差し引いた1,025ユーロをリースター契約口座に払い込む。所得控除による所得税軽減額が392ユーロであるとする、それは基本補助175ユーロよりも大きい。それゆえ、392ユーロから175ユーロを差し引いた217ユーロが税務署から還付される。実質的な自己拠出は808ユーロである。政府による助成額は392ユーロ、合計貯蓄額は1,200ユーロであり、政府助成割合は約32.7%である。

¹⁹⁾ 2,100ユーロを超えて拠出してもよいが、超過部分は所得から控除されない。

²⁰⁾ Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 26.

表7 単身者のケース（所得控除）

	年入	減税額	(還付)	自己拠出	①合計貯蓄	②政府助成	②÷①
単	30,000€	392€	(217€)	808€	1,200€	392€	32.7%

(典拠) Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), S. 26に基づき作成。

ここまで、年金を積み立てる局面で政府助成がどのようになされるかを見てきた。政府助成割合を踏まえると、リースター助成金は低所得者や子の多い世帯を手厚く補助していることが分かる。リースター年金は私的年金ではあるが、OECDの報告書の「(ii)公的年金の支給努力の対象の中心を最も脆弱な人々とする」という指針にかなった制度設計となっているといえる。一方、高所得者にとっては、助成金よりも所得控除による租税優遇の方がより大きな恩恵をもたらす。

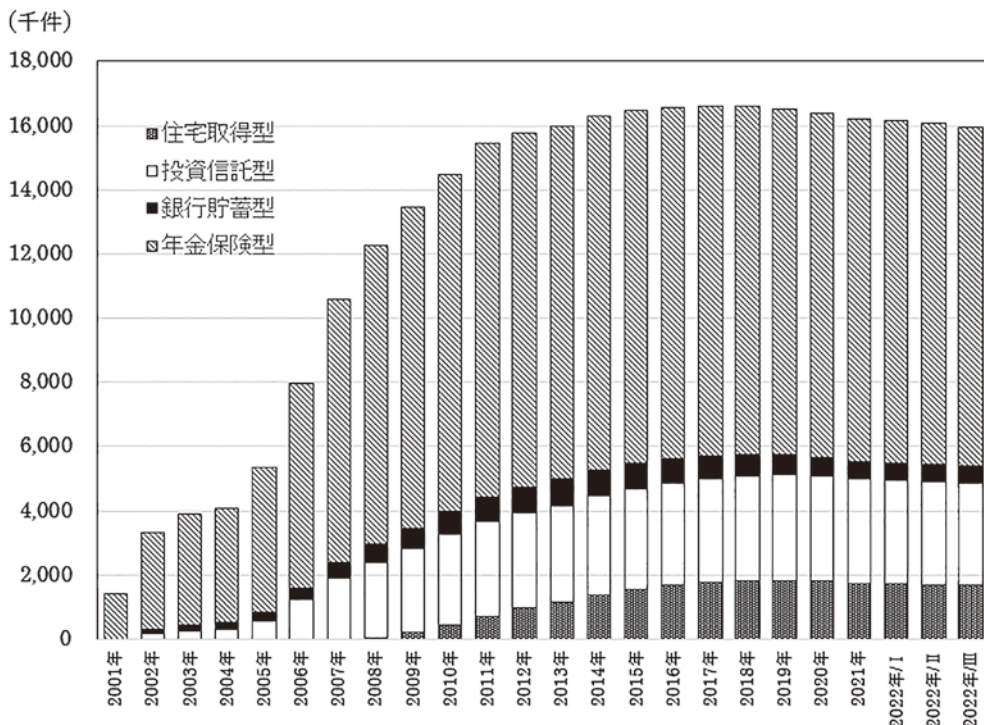
最後に、課税について述べておかなければならない。リースター年金の税務上の扱いはEET型であり、課税繰り延べの原則（das Prinzip der nachgelagerten Besteuerung）が適用される。つまり、拠出時と運用時は非課税、給付時に課税されるのである。これにより、老齢時所得確保のための長期貯蓄を促しやすい環境が整えられると考えられている²¹⁾。なお、年金に関する各種報告書では“Ansparphase”および“Auszahlungsphase”という用語が頻出する。前者は年金口座に拠出する局面を、後者は年金が給付される局面を意味する。本稿ではそれぞれ、「積立局面」、「年金支給局面」と表すことにする。

2.4. リースター年金契約件数の動向

全体の推移としては、2001年の導入以降2011年まで順調に契約件数は伸びていたが、その後2017年まで伸び率は鈍化し、2019年からは一貫して減少している（図2）。リースター年金の普及は壁に直面している状況である。2022年第3四半期の時点で契約件数の多い順に契約タイプを並べると、年金保険型（66.1%）、投資信託型（20.1%）、住宅取得型（10.5%）、銀行貯蓄型（3.3%）となっている。次節で取り上げる住宅取得型は、全体の約1割の水準で安定的に推移している。

²¹⁾ 法定年金については、従来、拠出時課税・給付時非課税であったが、2005年以降、長い移行期間を経てEET型へ転換することになった。ドイツにおける年金課税については、宮本（2012）および厚生労働省（2021）、p. 26を参照。

図2 リースター年金契約件数の推移



(典拠) Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2022b)に基づき作成。

(注1) 2022年12月現在。一人の人が複数のリースター契約を結ぶことができるため、契約件数は国の支援を受ける人数と一致しない。

(注2) 貯蓄期において拠出金を支払っていない契約（休眠契約）も含む。その割合は、20-25%程度と推定されている。

3. 住宅取得型リースターの仕組み

3.1. 対象と条件

住宅取得型リースターは、拠出を貯蓄に回さず住宅ローンの返済に直接利用したり、住宅取得のために年金支給局面開始の前に積立金を引き出したりできるという点で、他のリースター契約と異なる。ポイントは、「住宅取得のため」という点にある。当該住宅は、以下の諸条件を満たす必要がある。

- ① 自分が所有する住宅でなければならない。
- ② 自分自身の居住目的に使用されなければならない。
- ③ 登記法上の主たる住居であるか、少なくとも生活の中心でなければならない。
- ④ 欧州連合または欧州経済領域（EEA）内に所在しなければならない。

上記条件を満たす住宅を取得する場合には、リースター助成（助成金支給または所得控除）の

対象となり、代金の支払いや借入返済に月々の拠出を充てたり、それまでのリースター積立金を取り崩したりすることが可能となる。

年金支給局面に入ってから20年間（早くても80歳まで）は、当該住宅に住むことが条件とされる。補助対象となった住宅を売却、賃貸、譲渡した場合、5年以内に別の補助対象住宅を購入しなければ、国から助成を受けた年金資産は年金支給局面を待たずに課税対象となる²²⁾。

住宅取得型リースターは、通常の住宅の取得だけでなく、住宅協同組合の持ち分の購入、介護施設または老人ホームの長期居住権の購入、高齢者向けの改築ないしバリアフリー化にも利用できる。また、2024年からは、省エネルギーフォームにも利用できる予定である²³⁾。

3.2. 課税

他のリースター契約と同様に、住宅取得型リースターにも課税繰り延べの原則が適用される。つまり、積立局面では課税されず、年金支給局面に入ってから、政府助成も含めたこれまでの積立金に対して課税されるのである。しかし、住宅取得型リースターにおける拠出は通常、住宅取得の代金支払いや借入返済のために利用されるため、年金支給局面に入ったとしてもリースター年金の給付はない。つまり、年金支給局面（通常、67歳以降）においては、課税対象となる年金資産が実際に口座に残っているわけではない。それゆえ、課税の根拠を記録するために、仮想的な住宅取得助成口座（Wohnförderkonto）が利用される。ここには、積立金やすべての助成額が記録されることになっている。記録された額に対して、年金支給局面になってから課税されるのである。なお、この口座に記録された（仮の）積立金には年2%の金利が適用される。

納税の方法には以下の2種類がある。

- ① 全額を一度に納税する。課税ベースは30%減額される。
- ② 年金支給局面開始から85歳になるまで毎年、均等に分割して納税する²⁴⁾。

どちらが有利かは、個人の状況（配偶者の有無、年収など）に依存する。一般的は、引退後（年金支給局面）においても収入が多く、したがってより高い税率に直面している場合は①を、そうでない場合は②を選ぶのが有利となる。

3.3. 住宅ローンの返済方法

ドイツの通常の建築貯蓄（Bausparen）においては、毎月の積立金の合計額が契約金額の40-

²²⁾ Vgl. Eilinghoff (2021). ただし、5年以内の別の住宅取得のほか、死亡や離婚などの場合には、免責される。

²³⁾ 具体的には、新たな外装ドア、窓、断熱材、暖房システムの交換や最適化、デジタル制御技術の搭載などがある。当該措置が要件を満たしているかどうかを専門会社が証明する必要がある（Vgl. Eilinghoff (2021)）。利用資金に関する条件については3.6を参照。

²⁴⁾ 当初は分割して毎年納税し、途中で残りの額を一括で納税することもできる。

50%に達すると、多くは18ヵ月の猶予期間ののちに、積立金の合計額と契約金額の差額を建築貸付（Baudarlehen）として有利な利率で受け取ることができる²⁵⁾。つまり、一切の積立金がない状態で建築貸付が提供されることはきわめて稀である。この貸付に対する返済を月々のリースター拠出金と政府助成で行いたい場合、貸付の対象住宅が住宅取得型リースターの条件（3.1参照）を満たさなければならない。条件を満たす場合、この契約はリースター建築貯蓄契約（Riester-Bausparvertrag）となり、政府助成を受けることができる。住宅ローン返済に対する政府助成の条件は次のとおりである。

- ① 上述のとおり、貸付は認定を受ける必要がある。また、契約費用・管理費用が5年間以上にわたって均等分割されていることも条件に含まれる。
- ② 融資は、自分の不動産のために、適時かつ直接、利用されなければならない。
- ③ 貸付金は、遅くとも68歳までにローン返済が完了するように、見積もらねばならない。
- ④ 2008年1月1日以降に建築または取得された物件が対象である²⁶⁾。

住宅取得のために、短期的な貸付が必要な場合もある。その場合、リースター建築貯蓄契約と、建築貯蓄金庫（Bausparkasse）の先行融資を組み合わせて利用することができる。このモデルはリースター建築貯蓄即時融資（Riester-Bauspar-Sofortfinanzierung）または建築貯蓄組合せ融資（Bausparkombikredit）と呼ばれている。先行融資は、建築貯蓄契約（による積立金）によって償還されねばならないという条件がある。

3.4. リースター積立金の引き出し方法

リースター契約において（仮想的ではなく実際に）一定の資金をすでに積み立てている場合、この資金を任意の時点で自分の持ち家のために使うことができる。一度引き出した資金は再び払い込んで積み立てる必要はない。全額を引き出すこともできるが、その場合にはたいてい契約解除という扱いとなり、課税される。課税を回避するには部分的な引出しという方法がある。その場合、最低でも3,000ユーロを引き出さねばならないが、契約を継続するためには最低3,000ユーロを口座に残しておかなければならない。例えば、リースター契約で12,000ユーロの積立金がある場合、全額を引き出して契約解除とすることもできるが、契約を継続したい場合には、最低3,000ユーロから最高9,000ユーロのあいだで引き出し額を決めねばならない。加えて、住宅の購入や建築にかかった費用までしか引き出せないことにも留意せねばならない。ただし、この費用には公証人、不動産業者、不動産取得税といった付随費用を含めることができる。

²⁵⁾ 有利な利率である理由は、物件が担保に設定されるからである。

²⁶⁾ 通常の住宅ローンからリースター貸付への借り換えの場合にも、「2008年以降に建築された住宅」という条件は適用される。

3.5. 年金支給局面に住宅取得型リースターによって返済をする方法

(2012年以前の)古い契約では早くて60歳、新しい契約では早くて62歳に達した時点で年金支給局面が始まる²⁷⁾。それまでの積立局面において住宅を購入ないし建築したとしても、リースター建築貯蓄契約を利用せず、当初のリースター契約を継続するケースもある。その場合、年金支給局面でリースター積立金を利用して、不動産のための債務残高を返済することができる。この場合の引き出し額は、積立局面における条件と同様である。つまり、最低3,000ユーロを引き出し、少なくとも3,000ユーロを口座に残しておく。引き出した後は、住宅取得型リースターの課税ルールが適用される。年金支給局面においてリースター積立金を引き出して債務返済をする場合には、2008年よりも前に建築された住宅も対象とすることができる。

3.6. 住宅取得型リースターを改築に活用する方法

すでに述べたように、リースター積立金は改築にも活用できる。ただし、かなり厳格な基準をクリアしたバリアフリー化の措置がなされねばならない²⁸⁾。引き出された積立金の少なくとも半分はDIN（ドイツ工業規格）に適合した措置に使われねばならず、残りの積立金はそれ以外のバリアフリー化に投じられねばならない。使用できるタイミングや金額にも条件がある。

- ① 年金支給開始の遅くとも10カ月前までに、老齢資産補助金事務センター（ZfA：Zentrale Zulagenstelle für Altersvermögen）に積立金引き出しを申請しなければならない。
- ② 年金支給開始後の遅くとも12カ月以内に、引き出した資金を改築に投じねばならない。
- ③ 住宅取得後3年以内に改築する場合、少なくとも6,000ユーロを使用しなければならず、3年以上の場合には少なくとも20,000ユーロを支出しなければならない。

3.7. リースター建築貯蓄契約の具体例

これまでの内容を踏まえて、以下ではリースター建築貯蓄契約の具体例を見てみよう。

例4：リースター建築貯蓄契約²⁹⁾

(1) 積立局面：政府助成

税引き前年収が35,000ユーロの単身者が、年間2,100ユーロを返済する計画のリースター貸付を利用して住宅を取得したとする。リースター貸付の完済は30年後であるとする。リースター助成を満額得るために必要な拠出は1,400ユーロ（税引き前年収の4%）であるが、住宅取得助成口座

²⁷⁾ 通常は67歳開始のところ、支給開始年齢を繰り上げたケースである。

²⁸⁾ 専門家による技術仕様のチェックが必要であり、そのための費用もかかる。

²⁹⁾ Klotz（2017）に基づく。

に2,100ユーロの拠出（実際にはリースター貸付への返済）をすれば、特別支出控除として最大2,100ユーロを課税対象所得から控除することができる。限界税率を34%と仮定すると、714ユーロのメリットがある。基本補助は年間175ユーロであるが、基本補助と租税優遇の両方（175ユーロ+714ユーロ）のメリットが得られるわけではない。租税優遇のほうがメリットは大きいため、単身者が得るリースター助成のメリットは714ユーロである。具体的には、本人は2,100ユーロを拠出する一方で、満額の基本補助175ユーロを受給し、税務署が租税優遇額と基本補助の差額である539ユーロを還付することになる。

表8 リースター建築貯蓄契約（積立局面）

前年の税引き前年収	35,000€
満額のリースター助成を得るための拠出	1,400€ (35,000×4%)
住宅取得助成口座への拠出 ※自己拠出+（助成金または租税優遇）	2,100€
リースター助成 ※租税優遇と基本補助の比較 → 租税優遇	714€ (2,100€×34%)
税の還付（租税優遇－基本補助）	539€ (714€－175€)
自己拠出	1,561€ (2,100€－539€)

（典拠）Klotz（2017）に基づき作成。

(2) 年金支給局面：課税

年金支給局面になると、住宅取得助成口座に記録された積立金に対して課税される。すでに見たように、①課税ベース30%割引のある一括納税、②85歳までの分割納税、のどちらかを選ぶことになる。

ここでは67歳で年金生活に入り、その時の年収が20,000ユーロであると仮定する。この場合の限界税率は27%である。積立局面において毎年2,100ユーロの拠出を30年間続けたとすると（合計63,000ユーロ）、年利2%を考慮すれば住宅取得助成口座には総額85,193ユーロが課税対象として記録されることになる。選択肢は以下の2つである。

- ① 住宅取得助成口座の70%（59,635ユーロ）に課せられる税を一括で納める。この場合、限界税率は27%よりも高くなり、実際の納税額は約22,574ユーロとなる（税率約37.8%）。
- ② 67歳から85歳までの18年間に分けて毎年納税する。この場合、住宅取得助成口座の18分の1（年4,733ユーロ）が課税ベースとなり、年ごとの納税額は1,278ユーロとなる。

さて、②のケースでは、(仮想的な)住宅取得助成口座の納税後の残高が年利2%で増えることを考慮しなければならない。そうすると、今後18年間で毎年1,278ユーロの税負担を完済するためには、年金支給局面が始まる時点で19,896ユーロが手元にあればよいということになる。①と②

の税負担を比較すると、②のほうが2,600ユーロ以上、節税できる。

表9 リースター建築貯蓄契約（年金支給局面）

30年間の拠出合計（リースター助成込み）	63,000€
年利2%での30年後の累積利子	22,193€
30年後の住宅取得助成口座残高の合計	85,193€（30%割引の場合：59,635€）
①30%割引後の一括納税	22,574€（※税率が高くなる）
②18年間の分割納税（年額） ➔ 年利2%を考慮した場合に必要な手元金額	1,278€（ $[85,193€ \div 18] \times 27\%$ ） 19,896€
②による節税額（②-①）	2,678€

（典拠）Klotz（2017）に基づき作成。

（注1）Finanztip社算出（2017年4月19日現在）。

（注2）分割納税額の典拠元の記載は1,327€だが、1,278€に修正した。

以上のように、通常は②の分割納税の方が有利であるが、年収が多いならば結果は異なる。この例の場合、年収が33,112ユーロ以上であれば、①による一括納税が有利となると試算されている。

4. 住宅取得型リースターをめぐる論点

本稿では、公的年金の給付水準低下を補完するリースター年金の仕組みを説明してきた。その中で、住宅取得型リースターは他の3つのタイプ（マネーリースター）とは異なる特徴を持つことを明らかにした。住宅取得型リースターの基本的な考え方は、高齢期に家賃支払いの不要な持ち家居住を実現しようというものである。ここには、社会保障における老齢生活保障という目的と、住宅政策における持ち家促進という目的とが混在しているように思われる。以下では、老齢生活保障という目的と持ち家促進という目的を分けたうえで、今後、検討するに値するであろう論点に言及したい。

4.1. 老齢生活保障

金銭で給付を行うリースター年金においては、受給者は自らの選好に基づいてそれを自由に処分できる。それに対して、住宅取得型リースターは、用途が住宅に限定される。したがって、政府による助成が同額であれば、そこから得られる効用は、前者が後者を上回ると考えられる。

しかし、本稿で明らかにしたように、住宅取得型リースター以外の年金契約タイプ、すなわちマネーリースターでは、年金支給局面まで引き出しができないという老齢年金特有の制約があり、

制約を破れば政府助成を受けることができない。それに対して、住宅取得型リースターでは、用途が限定されているとはいえ、年金支給局面以前に引き出しが可能であり、その後も引き続き政府助成を受けることができる。

それゆえ、用途が住宅に限定されるということが不利になるか否かは、結局のところ、世帯の選好によると言わざるをえない。数年内の住宅取得を考えている世帯にとって、住宅取得型リースターは老後を待つまでもなく活用可能という点で有利となり得るし、住宅取得計画のない世帯にとっては無用の選択肢となる³⁰⁾。そう考えれば、リースター年金に4つのタイプがあり、住宅取得型リースターのような異質のものがあるということは、国民に対して多様な選択肢を提供しているという評価が成立しうる。

以上のことを踏まえると、高齢生活保障としての住宅取得型リースターを評価する際には、他の選択肢に比して以下の点で不利にならないかどうかという考察が求められる。

第一に、資産価値の維持可能性である。住宅取得型リースターの場合、持ち家が資産となるが、その価値が維持できる環境かどうかを考慮されねばならない。例えば、持ち家の資産価値を維持することが難しい日本では、居住用不動産に資金を投入するより、金融資産の運用の方が有利という考え方も可能である³¹⁾。しかし、ドイツでは中古住宅市場が日本よりも発達しているため、居住用不動産の資産としての価値は維持しやすいかもしれない。今後、検証すべき論点である。

第二に、商品特性に基づく比較である。住宅取得型リースターの利回りは、他の住宅ローン積立商品などと比較して、手数料や利回りの点で不利であるとの指摘がある³²⁾。政府助成のメリットも考慮したうえでこの批判が当てはまるか、より詳細に検討することが重要である。さらに、本稿で確認したように、住宅取得型リースターには、住宅への用途限定のために、様々な細かいルールが設定されていた。顧客に伝わりにくい仕組みやルールの複雑さは住宅取得型リースターの欠点としてしばしば指摘されているが、そうした批判の妥当性についても、他の選択肢との比較の中で判断することが求められる。

Dommermuth (2011) は、上記2点に加えて、(ア)管理費用が高くつくこと、(イ)資金のない高齢者に高い税が課されるという問題（課税繰り延べ）、(ウ)マネーリースターよりも利回りが不利であることが、特に批判の対象となっていると指摘しつつ、それらの批判は誤解に基づく一蹴している。これらの論点についても、改めて検証する価値があろう。

³⁰⁾ 将来の転居の可能性を考慮すれば持ち家はリスクとなり得るが、住宅取得型リースターでは転居（持ち家売却）後に別の住宅を対象とすることが認められている。

³¹⁾ 居住用不動産が「家賃不要」のメリットをもたらすという点も考慮した比較である。

³²⁾ Vgl. Eilinghoff (2021).

4.2. 持ち家促進

持ち家促進は、財産形成の重要性という点で、オールド自由主義の秩序構想の影響を受けているということを指摘しておかなければならない。それによれば、人々の実質的な自由を確保するために、また人々の精神を涵養するために財産形成政策が要請され、想定される財産には住宅が含まれるのである³³⁾。

政策思想だけではなく、理論・実証研究においても、持ち家促進の正当性が説かれている。例えばvan Suntum (2010) は、様々な先行研究を踏まえつつ、個人による住宅所有には以下のような利点があるとした³⁴⁾。

- ① (借家よりも) 住宅そのものの維持・保全に寄与する
- ② 物件使用の際の紛争・対立を回避しうる
- ③ 住区域の社会的安定に寄与し、地域での市民参画を促す
- ④ 適切な老後の備えとなる
- ⑤ 生活満足度を向上させる

オールド自由主義の秩序構想が現実の政策現場でどれほどの影響を及ぼしたのかは、別途、検証が必要であるし、van Suntum (2010) が提示した論点についても、それぞれの妥当性について改めて精査せねばならない。しかしながら、戦後ドイツの住宅政策においては、一貫して持ち家率の向上が意識され、そのための政策が実践されてきたことは否定できない事実である³⁵⁾。

その政策手段の一つとされていたのは持ち家補助 (Eigenheimzulage) であった。しかし持ち家補助は2006年に廃止され、住宅取得型リースターがその後継として位置づけられることとなった³⁶⁾。ただし、図2で見たように、リースター年金の契約総件数に占める住宅取得型リースターの割合は1割程度にとどまり、規模という点では大きな政策効果を期待することはできないかもしれない。住宅取得型リースターによって、持ち家率が中期的に1%ポイント以上向上することはないだろうとの指摘もある³⁷⁾。このような定量的評価は当然、今後の論点となる。また、住宅取得のための資金引き出しが実際に行われているかどうかなど、住宅取得型リースターの運用の実態に関する調査も重要であろう。

本節で挙げた論点は多岐にわたる。今後の研究の課題としたい。

³³⁾ オイケン (1967), pp. 367-373, レブケ (1954), pp. 302-309を参照。

³⁴⁾ 逆に、自己利用のための住宅所有に伴うデメリット、すなわち人の流動性の制限、資産価値下落のリスク、土地の非効率的利用については、根拠が薄いと論じている。Vgl. van Suntum (2010), SS. 70-74.

³⁵⁾ Vgl. Westerheide (2010), S. 82ff.

³⁶⁾ Vgl. Westerheide (2010), S. 99.

³⁷⁾ Braun (2010), S. 47.

参考文献

- Börsch-Supan, A., T. Bucher-Koenen, N. Goll und C. Maier (2016), 15 Jahre Riester - Eine Bilanz, Arbeitspapier 12/2016, Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, Wiesbaden.
- Braun, R. (2010), Analyse des Wohnungsmarktes in Deutschland; in *Funk, K. (Hrsg.), Aspekte des Wohneigentums*, liberal Verlag GmbH, Berlin, SS. 15-51.
- Bundesministerium der Finanzen (2022), Statistische Auswertungen zur Riester-Förderung. (https://www.bundesfinanzministerium.de/Content/DE/Standardartikel/Themen/Steuern/Steuerliche_Themengebiete/Altersvorsorge/2022-11-15-Statistische-Auswertungen-Riester-Foerderung-bis-2021.html, 参照 2022-11-20)
- Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2021), *Zusätzliche Altersvorsorge – Betriebsrente und Riester-Rente*.
- Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2022a), *Rentenversicherungsbericht 2022*.
- Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2022b), Statistik zur privaten Altersvorsorge (Riester-Rente) (<https://www.bmas.de/DE/Service/Statistiken-Open-Data/Statistik-zu-Riester-Vertraegen/statistik-zusaetzliche-altersvorsorge.html> : Stand 15. Dezember 2022, 参照 2022-12-16)
- Eilinghoff, D. (2021), So nutzt Du die Riester-Förderung für Immobilien. (Finanztip : <https://www.finanztip.de/riester/wohn-riester/>, 参照 2022-10-1)
- Klotz, M. (2017), Das Wohnförderkonto bestimmt Deine Steuerlast beim Wohn-Riester. (Finanztip : <https://www.finanztip.de/riester/wohn-riester/wohnfoerderkonto/>, 参照 2022-10-1)
- OECD (2011), *Pensions at a Glance 2011: Retirement-Income Systems in OECD and G20 Countries*, OECD Publishing. (http://dx.doi.org/10.1787/pension_glance-2011-en, 参照 2022-10-1)
- van Suntum, U. (2010), Gesellschaftspolitische Vorteile des Wohneigentums; in *Funk, K. (Hrsg.), Aspekte des Wohneigentums*, liberal Verlag GmbH, Berlin, SS. 52-81.
- Westerheide, P. (2010), Staatliche Förderung des Wohneigentums; in *Funk, K. (Hrsg.), Aspekte des Wohneigentums*, liberal Verlag GmbH, Berlin, SS. 82-115.
- Westerheide, P. (2017), Immobilien und Altersvorsorge; in *Rottke, N.B. und M. Voigtländer (Hrsg.), Immobilienwirtschaftslehre - Ökonomie*, Springer Gabler, Wiesbaden, SS. 493-509.
- ドイツ連邦労働社会省 (BMAS) ホームページ (<https://www.bmas.de>)
- ワルター・オイケン (1967) 『経済政策原理』(大野忠男訳), 勁草書房。
- ヴィルヘルム・レプケ (1954) 『ヒューマニズムの経済学 (下)』(喜多村浩訳), 勁草書房。

- 大谷津晴夫 (2017) 「ドイツ年金改革15年の挑戦と挫折」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第23号, pp. 27-54.
- 大谷津晴夫 (2020) 「リースター年金改革以降のドイツの出生動向」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』第26号, pp. 37-61.
- 日下部健児 (2020) 「ドイツにおけるリースター年金について」『日本年金学会誌』第39号, pp. 26-30.
- 厚生労働省 (2013a), 第17回社会保障審議会年金部会, 資料2。
- 厚生労働省 (2013b), 第17回社会保障審議会年金部会, 参考資料。
- 厚生労働省 (2021) 『2020年海外情勢報告』
(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/>, 参照 2022-10-1)
- 田中耕太郎 (2014) 「統一ドイツにおける年金改革の軌跡とパラダイム転換」『早稲田商学』第439号, pp. 31-60.
- 斐海善 (2022) 「ドイツの公的年金制度の歩み(II)：ドイツ再統一から2014年年金改革まで」筑紫女学園大学『研究紀要』Vol.17, pp. 73-85.
- 宮本十至子 (2012) 「少子高齢化社会における年金と課税ードイツの経験を中心に」『日本年金学会誌』第31号, pp. 22-27.
- 渡邊絹子 (2020) 「ドイツの年金制度」『年金と経済』, 39(2), pp. 134-138.